

# 最高裁というところ



最高裁判所判事

奥野久之

全く思いがけず最高裁判所判事に任ぜられてから、早いもので一年三か月になり、少し調子が分かりかけてきたところである。役所勤めの経験がないので、初めはどうなることかと戸惑いもしたが、同僚裁判官はもとより、調査官、秘書官から書記官に至るまで、皆人柄のよい方々ばかりで、何事にも善意で親切に接していただけのが有り難い。野人で、野中の一本杉のように我儘に育った私には、やはりお上品過ぎて窮屈に感じられる点もあるが、逆にいえば、真面目に仕事をしてさえいれば良い世界のようなだから、実に恵まれた環境であるともいえる。唯、余りにも仕事が多過ぎるのが玉に疵であろうか。年間新受件数五〇〇〇件、極く簡易なものもあるとはいえ、その三分の一に関与するだけとしても、月一三〇件を越える勘定だから大変である。昼といわず夜といわず、暇さえあれば資料に取り組んでいなければならぬ生活とは、予想もできぬことであった。

私は第二小法廷に所属しており、他の小法廷のことはよくわからないが、会食の機会などに聞く話からすると、小法廷によってやり方の違う点があるらしい。細かいところでは例えば、判決に署名する場合肩書の「裁判官」は予めタイプしてあるわけであるが、その高さや間隔がちがうというのだから恐れ入る。下級審でも高裁により、或いは地

裁によって取り扱ひの違うことがあるのは承知していたが、裁判所も亦他の役所と同じように、至るところで縦割になつていて、そこへ伝統や慣例を尊ぶ気風が働く結果なのであろう。

裁判に占める調査官の役割の大きいことは、想像以上であつたといえるかも知れない。何しろ、記録の隅から隅まで調べ上げて問題点を洗い出し、関連する学税判例を網羅して報告書を作成するのだから、その苦勞には頭が下がる。事件の漸増しつつある民事担当の調査官は、夏も二、三日休むのがせい一杯だというが、他の部門も大同小異であらう。裁判官としても相当の年数経験を積んだ、選り抜きの人達であるから、その検討結果はたいへん参考になる。また、すでに触れたように殺人的ともいえる程の事件である上、事件は概ね機械的に配転されるため、全然取り扱つた経験のない類型の事件や、特殊知識を必要とする事件も担当せざるを得ないので、各専門の調査官の助けはとて有難い。しかし、だからといって調査官裁判だというのは必ずしも当たらない。審議（合議）に入る前には、主任裁判官が事件記録と担当調査官の報告書を検討し、時には別の観点から、或いは補充的に調査報告を追加していただくことがあり、また、少し複雑な、或いは困難な問題点のある事件では、審議の過程で裁判官の意見が一致しない場合には、その都度意見の別れる点について更に調査をお願いすることもあるのである。

今一つ、弁護士時代には思い及ばなかつたのが、いわゆる例文による棄却についてである。理由としても決まり切つたような文句なのであるから、受ける側としては、碌に審議してもらえなかつたのではないかと思うのも無理ないが、実はそうではなく、中には随分審議を重ねた末に、棄却するとすれば例文でとなる場合や、同じく例文ではあつても、審議の経過がどこかに滲み出るようテニオハに工夫を加える場合も、決して珍しいことではない。

昨年某誌に発表した拙句「結論は例文棄却秋の風」は、ある事件がそのような結末に至つた時の感慨を、秋風に託したものである、このような処理をするケースには種々雑多のもがあり、一概にはいえませんが、「落ち着きのよい」解決を図るためには、窮余の策として原審に和解を囑託することも屢々である。

さて日常生活の上では、給与もさることながら、公邸の提供を受け、専用車をあてがわれ、その他あらゆる面で恐らく最高級の待遇を与えられているものと思われる。裁判所における執務環境もとより然りである。しかし人間の欲には限りがない。これでもっと身体を動かす機会があれば理想的だがと、就任後益々出てきた太鼓腹を眺めては運動不足を嘆いているこの頃である。が、よく考えてみると、それは記録を読みこなす能力が十分でないため、運動の時間的余裕をもてない自分の所為なのであるから、誰に文句をいえるわけのものでもない。一層馬力をかけて仕事に取り組むほかはないと覚悟している。

以上、貴重な紙面を借り、求められるまま最高裁入り一年の感想を記した次第である。

(一九八八・一一・二二)





## 学員会雑感



中央大学学員会副会長

松井 宣

一 昭和六二年五月、中大法曹会から学員会副会長に推され母校と法曹会への思返えしと考え愚直をもちえりみずその席についた。先づ学員会百周年記念事業企画委員会を担当、六月には理事長山本清二郎先生と共に名古屋支部総会に出席した。名古屋支部はこの時創立八十九年目であった。支部総会に会長代理として出席し学員会の近況報告と中央大学百周年記念事業への寄附を要請することが当時の重要な課題で五拾億達成には未だ距離があり達成できなければ中大OBの面目にもかかあるので募金委員会に協力しひたすら懇願してある。土日に行はれることの多い東京地区の支部の外、この年度においては遠州支部、広島支部、福井支部等の総会に出席した。

二 学員会の幹事会、委員会等が集う諸兄達は何づれ劣らぬ愛校の士、前記委員会に於いて百周年を期して祝賀の式典と祝宴を持つべしとする意見は、満場一致であったが、大学記念事業資金五拾億への応募者が学員の8%にも充たないということが学員会活性化論を巻きおこした学員会百周年記念事業も一には学員会活性化の端初となさねばならない。

三 企画委員会は答申を終ると解消し実行委員会へと発展し三部会が構成されそれぞれ任務を果していった懐しの駿

河台に七層の記念館が完成したのを喜び、青春の夢多き日を駿河台校舎に過した學員が全国より参集し壹千名を越さんとする勢いのため記念館で式典をあげることは困難となり「お茶の水スクエア内のカザルスホール」を式場とし溢れる會員を会館に迎えて祝賀の美酒に酔うことが出来た。異例の試みであつた學員美術展も始めての試みとしては六拾余点の出品があり終了後も紐育ニューヨークより宮武貴久恵さんの作品が寄せられる等々この反響は大きく正に吾が中央大学が法商経文理工の総合大学を示す姿ではなかつたらうか。二部会は、尚本業を残している。

四 學員会百周年記念事業の最終行事の一つ多摩のキャンパスに記念植樹を行う。樹木は、楠が選ばれた。楠は古来から最も長寿の木として知られ、既に日本書紀卷一九にも「欽明天皇一四年（五五三年）五月茅渟の海に浮かぶ樟木を得て佛像を刻んだ」との趣旨の記述があるほか、肥前国鳳土記によれば、佐嘉の條に、昔「クスノキ」の一株が生えていて幹枝豊かに秀でてのび、朝日の影には、杵島の郡の蒲川山をおおい、夕日の影には養父の郡の草横山をおおっていた。そこへ日本武尊が巡幸されたとき、この楠の茂り栄えているのを見給うて「これからこの国は榮の国といふべしといはれたとあり、榮の郡は、佐嘉の郡と改められ、現在の佐賀はこれに由来するともいはれる。葉隠武士の剛毅は白門の質実剛健に通じ、この樹木に象徴される繁榮と長寿とは、學員の念願する母校の弥栄につながるものであるから楠が縣木である佐賀、兵庫、熊本の出身者ならずとも、幾世代もの學員が百周年記念樹として親しんで呉れることを期待する。

五 六十三年二月、会則並びに諸規程改正委員会は、第一回の会合を持った。弁護士会ならば、改正すべき骨子は、常議員会等できまり、それを成文化する作業で足りる委員会であるが、骨子自体まで討議を要するので可成りの難作業である。

大学自体が卒業生の問題は學員会でやれというのか、學員会会費の在学時乃至卒業時予納を大学の事務機構で取り扱って貰い度いという申出さえ未だに受諾の意思を示して居られず學員会活性化の問題は尚相当工夫を要し時間

をかねねなるまい。学員会活性化の基本的問題としては、大学が収入源を多角化し、多数の卒業生が喜んで寄附するようにするためにはダートマス大学の例のように新入生が登校する初日から愛校心をしみ込ませるため入学パンフレットに「卒業生の寄附金は、大学が生きるための血液である」と大書する例にならうべきであろう。(中央評論三八巻二号一〇二頁UCLAとハーバード大学、林正樹、商学部教授) 又ミシガン州立大学の同窓会ネット作りの例(日本経済新聞昭和六十二年七月十八日)のように経済情報につき世界のOBが輪を作ることにも必要であり、学員会が情報サービスをすることも(情報国際化時代に対応、鈴木秀雄弁護士、学員時報二五三号)一層必要であろう。又人生八十五時代を迎えては、学員会活性化の後には互助的システムも工夫すべきこととなるうか。





# 法学部の改革について



中央大学理事  
阿部 三郎

はじめに

中大法曹会野宮編集委員長より、機関誌「中大法曹」に、理事としての立場から大学の現状などについて報告されたいとのご下命をうけておりましたが、最近、表記の件に関し、各理事、監事のご賛同を得て、理事長に意見を具申することとしておりますので、このことをご報告申し上げる意味で投稿させていただきました。

現在、大学では教学執行部が中心となって新学部の新設を軸とする改革を検討中であります。この新学部は、国際的或は全宇宙的視点に立つ人間関係論をベースとしたもので、他大学には、まだこのような発想による学部は設立されていません。

それだけに、こうした構想が実現できるかどうかについては、全学的にも共鳴が得られなければなりません。

現在、理事会においても、数回にわたる理事懇談会により、学長から原案の説明を伺い、各理事、監事からも、真剣な質問や意見等が開陳され、慎重に、その詰めがなされているところであります。

さて、このような二一世紀を展望し、新学部を創設しての大学改革は、大学発展のため必要なことはいまでもあ

りませんが、同時に私は既存の学部自体においても、今日的な視点から、さらに改革を重ねていかなければならないものと思います。

私は法学部出身の学员として、そして法曹会推薦の理事として、法学部はこのままで果たしてよいのかどうかという見地から、この改革の願望を込めて、後記のような意見書を提出することといたしました。

尚、この提出に当たっては、教学関係理事を除くその他の理監事の方々にも賛同を得て、連名で提出することといたしております。

意見の内容は次のとおりであります。

中央 大学

理 事 長 山 本 清 二 郎 殿

#### 法学部改革に関する件（意見）

一、教学執行部より新学部の構想が示され、現在理事会においてその内容につき論議されているところでありませ

り。今後ともさらに論議がつくされて、構想が全学的に合意が得られるような改革案となることを期待するものであります。

ところで、大学改革が検討される場合には、新学部の構想と共に、これと同時並行的に既存学部の改革についても論議がなされるべきであります。

私どもは、本学が法科の中央大学と評価されてきた長年の実績よりみて、まず、法学部に私大の雄としての活性化現象が生ずるような改革こそが必要であると確信いたしますが、勿論、法学部教授会におかれましても、改革のための御検討がなされていると伺っておりますので、いずれ近い将来この構想が示されるものと思料いたします。



こうした状況を踏まえながら、私どもはとりあえず法学部の改革につき以下のとおり意見の具申に及んだものであります。

## 二、改革の具体論

平成元年三月二五日付学員時報において高窪利一教授は「法曹教育、会計人養成のメッカたれ」として、現下における中大発展の展望を述べられているが、私どもは「法曹教育、会計人養成」だけでなく公務員（外交官も含む）国家公務員、地方公務員）養成にも力点をおくべきものと考えます。

このために具体的には、法学部に法律学科、政治学科の外に行政学科を新設することとし、且つ行政学科として新しく定員数を設け、その分だけ法学部の定員を増加することを提案するものであります。

尚、理事の少数意見として、右の具体案で新しく定員増となることが実現できない場合には、残念ながら法律学科、政治学科の一部定員を減じ、その分をもって行政学科の新規定員数とすることとし、仮りに行政科の新設がどうしても困難であるとする場合には、従来の政治学科を政治行政学科と改称し、新しいカリキュラムを加味しこれに対応することとする見解もあります。

このような具体的提案に伴って、特にカリキュラムの在り方について一言申し述べます。現在の法学部政治学科におけるカリキュラムは昨年度新しく作られた学部ガイド「法学部」（P三四）によると別添第一表のとおりであります。この学部ガイドは昨年新しく作られたもので、中央大学の広報活動上、その効果は絶大なものがあつたと存じますが、しかし、このガイド「法学部」における政治学科授業科目一覧表によるカリキュラムをみる限り、国家公務員、地方公務員志望者にとって、はたしてどこまで魅力あるものとしてうけとめられたでしょうか。

法学教育の究極は、の一言で言うならば学生に法学的な思考を身につけさせることにあります。従って、別添第一表のような法学教育のカリキュラムは正に法学的思考を豊かにするための法学理念を与えるものであることは、

よく承知いたしております。

しかし、今日の行政は、「法による行政」を基調としながらも、法以前の要綱や行政指導による行政も数多く行われるなど価値の多様化に伴って、極めて実践的になっております。

行政を担当する公務員のこのような実践的対応に備え、公務員志望の学生に対しても、法学的思考ができる教育を軸にしながらも、各般にわたる現実の行政の基礎となる程度の総論について導入的に教育をすることこそが今日の大学の責任ではなからうかと考えます。

その場で別添第二表における自治大学（各都道府県職員が選抜され、一定期間教育を受ける機関で大学卒、高校卒とを問わない）における多様な、且つ現実的なカリキュラムが極めて参考になるのであります。

### 三、学部改革のための基本原則

私どもは学部の改革については次のような原則が必要であると考えております。

その第一は、学生（入学志願者も含む）にとって魅力ある改革でなければならぬ。端的にいうならばその改革によって、入学志願者が増加する現象すら生じることがなければならぬのであります。

私どもが提唱する行政学科を新設し、新しいカリキュラムによって公務員たらしめる者に対して、積極的且つ意欲的にその養成に当たりたいとする大学の姿勢が示されるならば、公務員を志す受験者に対しては、魅力ある学部学科となることは間違いありません。特に公務員志望者が卒業後は、或る目的意識のもとに行政に臨みたいとする場合、自己の目的が例えば行政学科のカリキュラムの中における公共政策論などに見出されたとするならば、公務員志望の入学志願者にとっては限りない魅力、若しくは親しみとなって印象づけられるのではなからうかと思われるのであります。

他方、どの都道府県市町村におきましても採用側においては公務員試験の成績順位だけに拘泥せず、特色ある人

物、個性豊かな人材を求めておりますが、これに加えて、本行政学科に在籍した者が、或る行政分野、又は公共政策についても高度の知識、能力を有しているとするとするならば、採用の場合には、必ずや高い評価が得られるはずであります。

その第二は、この改革が伝統ある中大の法学教育の実績をより一層昂めるものとして、学外よりも支持される背景がなければならないとすることであります。

本学卒業生が国家公務員として、特に東京都庁をはじめ地方公務員として全国の都道府県において、他大学の卒業生に比べて圧倒的に多くの方々が活躍されている実情が、この背景に該当するのであります。こうした全国における数多くの先輩、OBは公務員の後継者として本学の学生にどしどしと進出してくることを期待しておられるのであります。

このような背景に基づいて、法学部に行政学科を新設、新しいカリキュラムも加味した学部改革を実現されたならば、この改革は、学員である先輩公務員よりも全面的に支持が得られるところとなるはずであります。私どもはこうした背景は法学部が生んだ本学における特別な一つの力であると思うのであります。

その第三は、改革に伴っての財政負担の増加は当然予想されることであるが、しかし、そこに異常な支出増を生ずるものがあるのではないということであります。

私どもは、行政学科の新設によりましても、現職の教学側の方々の既得権には変わりなく、さらに新しいカリキュラム編成についても、東京都庁をはじめ、数多くの自治体を退職された本学出身の行政専門家、理論家たる人材がおられる実情をみますとき、本来の学者であられる教授の外にこのような本学出身の行政専門家の招請には人材源が豊富なだけに、全く心配はないものと思ひます。同時にそれだけに講師の招聘条件としては、過大な財政負担とならないように招聘できることと信じます。



以上三つの原則をもとにして行政学科の新設のメリットを申し上げました。

四、大学改革の作業は、二一世紀における中央大学として、中、長期的展望に立ってなされなければなりません。そして、現に教学執行部における検討もこうしたレベルのものと承知いたします。

しかし、同時に、ごく近い将来にはじまる「大学の生き残り競争に勝てる」ための手法として機能し、しかもそれが当面直ちに採用できるような改革についても、具体案が出されなければなりません。そのための一試案として本意見に及んだものであります。

尚、一部理事におかれては、行政学科の教授招請については、この際、多少の講師謝金は増額しても、天下の人材を集めることこそが先決である。このようにして天下の学者を集めて、一〇年を目途にして中大法学部行政学科を名実共に日本一の行政官登龍門とすることを計画すべきであり、且つこのためには、教学側に中大法学部出身者による「純血主義」と称するものがあるとすれば、直ちに改めなければならないと強調されております。

また一部の理事は「法学部」における本学の伝統を生かし、今後ともさらに発展させるため、国際的な法律事務を担当し得る国際法曹の養成を意欲的に進めるべきであるとする視点から、そのためには、法学部の語学教育を改革すべきであるとしております。法学部の現在の語学教育は、その教材が文学分野に限られており、従って法学部の学生でありながら法律、政治等々にわたっての読解能力を養うに至っていないからであると指摘されておりますが、私共も、全く同意見であります。

以上のとおり意見を具申いたします。

## 政治学科授業科目一覧表

数字は単位数

	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		卒業要件 必要な単位数・科目
	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	科 目	単 位	
第1群	西洋政治史	4	政治本政 治思想史	4	日行 国際政 治思想 史学	4			5科目 20単位必修
	社会思想史	4	社会運 動史	4	政 治学 論	4	政 治論 政 論	4	
第2群					政 治学 論	4	政 治論 政 論	4	
第3群			ソビエ ト政治 論	4	政 治学 論	4	政 治論 政 論	4	
第4群			外国書 講読(英) 1部	4	中 国政 治論	4	中 国政 治論	4	68単位 ただし、第1群 で修得した科目 (単位)を含める ことができる
			外国書 講読(独) 1部	4	外 国書 講読(英) 2部	4	外 国書 講読(英) 2部	4	
第5群			外国書 講読(露) 1部	4	外 国書 講読(露) 2部	4	外 国書 講読(露) 2部	4	
			外国書 講読(中 国)1部	4	外 国書 講読(中 国)2部	4	外 国書 講読(中 国)2部	4	
第6群	憲 法	4	刑 法	1	特 殊 講 義	2	特 殊 講 義	2	単 位
			法 部	4	行 政 法	2	行 政 法	2	
第7群	日 本 経 済 史	4			政 策 論	4	政 策 論	4	単 位
	西 洋 経 済 史	4			政 策 論	4	政 策 論	4	

別表 2

課 目 及 び 時 限 数 (1時限=70分)

課 目	時限数	課 目	時限数	課 目	時限数	課 目	時限数			
1. 法 制 經 濟 行 民 經 財 政 政 融 金	120	4. 公 共 政 策 と 政 策 策 策 人 交 通 市 業 業 業 都 農 産 地 環 社 社 福 政 政 政 保 策 策 策 障 問 社 障 論 論 論 題 論 論 論 論 論 論 題 論 論 論	56	6. 教 養 課 目 国 経 近 代 美 術 情 勢 際 済 術 の 見 勢 比 較 文 化 講 義 方 話 論	14	8. そ の 他 体 校 歌 歌 歌 実 効 レ ク ャ 地 地 地 入 校 フ リ エ 果 果 果 校 ャ 校 ャ 式 式 式 等 等 等 行 行 行 事 事 事	4	育 導 学 定 事 事 事	54	
	24		2		4		4		4	13
	32		4		6		4		4	4
2. 地 方 行 政 論 地 方 公 務 員 の 勞 働 法 制 地 方 公 務 員 財 政 論 地 方 公 務 員 財 政 論 地 方 公 務 員 財 政 論 地 方 公 務 員 財 政 論 地 方 公 務 員 財 政 論	74	5. 行 政 管 理 論 行 政 学 (日 本 の 行 政) 行 政 学 (行 政 責 任 論) 行 政 学 (管 理 機 能 論) 公 務 員 管 理 倫 理 術 公 務 員 管 理 術 と 公 務 員 管 理 術 と 公 務 員 管 理 術 と 公 務 員 管 理 術 と 公 務 員 管 理 術 と 公 務 員 管 理 術 と	36	7. 演 習 (1) 地 方 行 政 演 習 (うち 地 方 公 務 員 演 習)	96	合 計	459			
	24		6		29					
	12		2		8)					
3. 公 共 政 策 の 基 礎 公 共 政 策 評 価 の 手 法 公 共 政 策 評 価 の 手 法 公 共 政 策 評 価 の 手 法 公 共 政 策 評 価 の 手 法	26	講師養成課目 (希望により上記課目に 加えて選択) 基 礎 研 修 課 程 地 方 自 治 制 度 の 要 点 地 方 公 務 員 制 度 の 要 点 レ ッ ク ス ン プ レ ン	11		11		1			
	10		2	2	2	2	2			
	10		4	4	4	4	4			
	6		4		2		2			



# 定例理事会雑記



中央大学理事

原 秀 男

昭和六十二年五月、中大法曹会の御推薦によって母校中央大学の理事に選任されてもう一年有余をすぎた。御同役は東弁の阿部三郎先生、二弁の坂本建之助先生と監事の水上喜景先生（二弁）である。

多摩校舎に移転して十年の中央大学は、教学、法人管理、その他いろいろな点で転換期にあるようである。私はこれをひとつの危機ととらえている。

ほんらいならば、私は会員各位の御叱正と御激励に応えるために、学校法人中央大学の現況を報告しなければならぬのだが、重要事項については山本清二郎理事長の報告に委かせ、理事会運用の雑感を述べてみることにする。

定例理事会は毎月二回、第一・第三の月曜日午後三時から多摩校舎で開かれる。地下鉄霞ヶ関駅から、京王線新宿・高幡不動駅と二回乗り換え、多摩動物園駅からバス（タクシーはない）と乗り継いで開会時刻に間に合わせるためには、昼食をすませたら、すぐに出発しなければならない。うっかり事務所で長電話でもして、いようなものなら遅刻してしまう。

理事会の議案と資料は、数日前に速達で送られてくる。これを事前に読んで勉強してから出席するのだが、当日さ

らに大量の資料が配布される。そこで帰るときは、これらの大量な資料が書類鞆のなかに入らず、買い物袋のような紙袋のような紙袋に入れて持ち帰らなければならないことが多い。

理事会はいうまでもなく学校法人中央大学の予算・決算をはじめ重要な事務を審議する機関である。その審議は充実したものでなくてはならない。だから議案とその説明資料が膨大なものになるのは当然であろうが、とにかく重いと保存に頭をなやますことになる。

理事会には、山本理事長以下一五名の理事、宮田光秀評議員議長と松本副議長、水上先生以下三名の監事と、若干の事務職員が記録係として出席している。

理事会の議案審議は二名の常務理事、時によっては学長などからの説明や報告から始まる。それがそのまま了承されれば、予定の終了時刻の午後五時には終了するのだろうが、そのようにはならない。いつも時間が超過し、六時すぎになるのはあたり前、ときには七時をすぎることもしくなくない。それでも、次回に継続になることも珍しくない。

山本理事長は、議長として終了時間を気にした発言をされるのだが、理事・監事からの質問や意見がつきつぎと発せられ納得がいくまで続けられるために、時間がかかる。特に小林進理事は、野党代議士を長年つとめられた方だけあって、その質問は急所を突き食いついて離れない。国会流の質問だから、自己の意見を十分に述べながらの質問となる。然も、中央大学を日本一の大学にしようとの熱望にもとづく愛校によることがはつきりしており、学長はじめ教学側理事に対する注文も激しい。答弁者が「小林先生からのお叱り」とかわしたぐらいではすまず、的確なものなければ承知していただけない。小林先生だけでなく各理事や、監事から体育会・法曹会・南甲クラブ、それぞれの立場からの質問と意見が出るのだから、学長や常務理事の御苦労は、なみ大抵のものではない。

そこで、理事会とは別に勉強会や懇親会をもつなどの工夫も行われている。特に毎年赤字予算を計上しなければならぬ、法人予算の実態を説明するための勉強会ももたれた。ここでは専門家を招いて企業会計と学校会計との異同

についての講義も聞いた。

隔週に多摩まで出て行くのは、負担ではないかといってきたる人もある。しかし、多摩動物園の桜花、校舎をとりまく新緑、正門からの並木道の紅葉、そして冬の晴れた日に夕日に染まった富嶽を眺めるのは無上の楽しみである。

恵まれた環境の中央大学が、名実ともに日本一の大学になるように努めるのは私どもの責任だと自戒しながら、中大法曹からの負託に答え続けなければならないと思っている。



東 本



学員会にはれる中大法曹会